

令和6年度海外ビジネス展開支援補助金 【交付申請手続】よくある質問と回答(Q & A)

※<交付申請について>

Q1. 他の補助金と一緒に申請は可能か？

- A. 国や県、市町村や各種団体の補助金に既に申請した経費は、補助対象経費とすることはできません。

Q2. 一つの事業者が令和6年度に2回以上交付を受けることは可能か？

- A. できません。1事業者（代表者が同一の場合も含む）あたりの採択回数は年度当たり1回までです。

Q3. 海外からの調達先の多元化について申請することは可能か？

- A. できます。ただし、審査において、本補助金の目的に資する取組として、海外販路拡大に係る取組を重視します。

Q4. 令和2年度及び令和3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」、令和4年度及び令和5年度の「海外ビジネス展開支援補助金」の交付を受けたが、令和6年度「海外ビジネス展開支援補助金」には申請できるか？

- A. 申請できます。審査に当たり、過去の補助事業の内容を踏まえ審査を行いますので、事業計画書に過去の補助事業との違いがわかるように記載してください。

※<補助対象経費について>

○【展示会・商談会参加費】

Q5. 海外から調達していた部品を国内からの調達に切り替えるために参加する国内展示会の出展費は補助対象になるのか？

- A. 国内企業のみを対象としている国内展示会への出展費は補助対象になりません。

Q6. 国内企業のほか海外企業もターゲットとしている国内展示会に出展する場合は補助対象になるのか？

- A. 海外企業との取引拡大の効果が見込める内容であれば、国内展示会への参加費も補助対象になります。交付申請の際に、展示会の資料を添付してください。

Q7. 「個別商談」事業は、補助対象となりますか？

- A. 本補助金においては、「展示会・商談会」等の名称で開催されるもので、参加する企業等が自社製品やサービスのPR等を実施する場合は、「展示会・商談会」事業として補助対象としており、さらに、これらPR等の結果、「個別商談」まで実施する場合においても補助対象としています。しかしながら、当該「展示会・商談会」等への参加をせず、又は当該「展示会・商談会」等に関わらない企業等と「個別商談」を行う事業は、通常の営業活動の一環とみなし、補助対象事業として認められません。

なお、「展示会・商談会」の開催資料は、今年度の展示会名、主催者名・概要の分かる資料、及び前年度の出展社・来場者の概要の分かる資料を提出する必要があります。

Q8. 直近1年以内に米国から部品・素材を調達していたが、新規に欧州からも調達を開始することを目的とし、米国で開催される国際展示会にて欧州企業と商談する。この場合の展示会入場料、通訳費は補助対象になるか？

A. 補助対象になります。

Q9. 展示会・商談会で配布するチラシとパンフレットを海外向けに翻訳と印刷を行う場合、補助対象となるか？

A. 補助対象になります。経費区分は、展示会・商談会参加費になります。ただし、展示商談会を除く翻訳と印刷については、翻訳料のみ翻訳通訳費の対象として認められ、印刷は補助対象外になります。

Q10. 通常、海外展示会に出展する際には、通訳者に商品説明を任せるが、通訳者の商品に関する理解が乏しいため、売り込みがうまくいかないことが多い。通訳者向けに商品の説明マニュアルを作成したいが、補助対象となるか？

A. 補助対象になります。

Q11. オンライン展示会に出展をする際の契約は通常1年契約というケースが多いが、契約金1年間分を補助対象として認めることは出来るか？また契約に付随する初期費用も同様に、補助対象経費として認められるか？

A. 契約金については補助対象期間を月割計算した金額のみ認められ、補助対象期間外の部分については補助対象外になります。交付決定前に契約と支払いをした初期費用については、補助対象になりません。交付決定日以降に契約し、補助対象期間中に支払いが完了した経費が対象となります。

○【海外旅費】

Q12. 海外の商談会・展示会への参加に必要な旅費の全てが対象となるのか？

A. 補助対象になるのは日本から商談会・展示会開催国への航空券（航空賃、空港使用料、海外空港諸税、燃油サーチャージ、航空保険料、旅行代理店を通して航空券を手配した際の手数料（航空券代の20%を限度とする）を含む）に限ります。空港までの国内旅費や通常の業務活動・営業活動にかかる旅費、現地交通費及び宿泊料、レンタカー代は対象外です。

Q13. 「海外旅費の補助対象経費に占める割合は、補助対象経費総額の2分の1を上限とする。」となっているが、展示会参加費30万円、委託費20万円、海外旅費150万円で経費総額が200万円であった場合、いくらまで補助対象経費として認められるか？

A. 海外旅費の補助対象経費への計上は、海外旅費を除いた補助対象経費50万円と同額までとなります。この場合ですと、展示会参加費30万円＋委託費20万円＋旅費50万円の計100万円が補助対象経費となり、補助額の上限は50万円となります。

Q14. エコノミークラス(普通クラス)以外の航空券を利用した場合であっても、エコノミークラス(普通クラス)相当の金額を補助対象とすることは出来るか？

- A. 補助対象になりません。エコノミークラス(普通クラス)による実費額のみが補助対象となります。

Q15. 航空券の購入に際しポイント・マイル等割引制度を利用した場合であっても、海外旅費の補助対象とすることは出来るか？

- A. 割引制度の利用は差し支えありません。実際に申請者が支払いを行った金額が補助対象経費になります。

Q16. 海外展示会・商談会出展にかかる旅費を補助対象として申請したいが、海外渡航計画に展示会・商談会出展以外の行程が含まれていても補助対象になるか？

- A. 海外展示会・商談会の前後3日間については出展に係る準備期間として行程に含まれていても差し支えありません。また、海外渡航計画の中に含まれる展示会・商談会出展以外の行程が、海外ビジネス展開に資すると合理的に判断されるものであり、かつ展示会・商談会の日程(準備・撤収を含む)に比して大きなものでなければ、前後3日を超える日程であっても補助対象と認められる場合があります。

Q17. 航空賃と宿泊費等がセットになっているパッケージ商品を利用して海外展示会・商談会に出展したいが、海外旅費として補助対象になるか？

- A. パッケージ商品のうち、航空賃対象部分のみが補助対象となります。金額の内訳が分かる書類を提出いただく必要があります。

Q18. 展示会・商談会に合わせて展示会・商談会開催国以外も訪問してビジネス活動を行いたいが、展示会・商談会開催国以外が目的地に含まれる航空賃であっても、補助対象経費となるか？

- A. 展示会・商談会の参加に必要な最小限度の金額が補助対象となるため、行程に必須となる乗り継ぎ以外で展示会・商談会開催国以外に訪問した場合は、補助対象になりません。

Q19. 搭乗券半券を紛失した場合、代替資料としてどのようなものがあるか？

- A. 航空会社へ搭乗証明書の発行を依頼し、ご提出ください。

Q20. インターネットで航空券の申込をする際、仕様書や見積書が発行されない場合や発注書の提出が省略される場合はどうするか？

- A. 領収書や請求書に旅程、搭乗者名、料金、料金内訳、航空便の内訳が記載されていれば、仕様書や見積書、発注書の提出を省略することができます。

○【広報費(多言語)】

Q21. もともと英語版のパンフレットやチラシを持っているが、海外企業の目をさらに引くために、デザインを変更したい。その経費は補助対象となるか？

- A. 補助対象になります。経費区分は、広報費(多言語)になります。

○【委託費】

Q22. 海外の展示会に出展したいが、海外からの特定国を対象にする入国制限があり現地に行くのが困難なため、現地事業者に事業委託して出展するが、その場合の委託費は補助対象となるか？

A. 補助対象になります。経費区分は、委託費になります。

Q23. 実績報告時に提出する証拠書類について、仕様書にあたる資料はどのようなものになるか？

A. 業務委託契約書になります。契約の目的や委託業務の内容、再契約、契約期間、報酬の額と報酬の時期等が記載された業務委託契約書をご提出ください。

Q24. 業務委託の委託先による一部業務の再委託は可能か？

A. 基本的に再委託は認められません。ただし、海外の市場調査について、現地市場に詳しい海外コンサルタントとネットワークを有する国内の市場調査専門事業者へ委託する場合のみ認められます。

○【原材料費】

Q25. 海外向けの新菓子の試作開発のため小麦粉を購入するが、補助対象になるか？

A. 試作開発のために使用する限り補助対象になりますが、販売を目的とした製品の原材料購入費は補助対象になりません。事業計画書（第1号様式の2）に詳細を記載するようにしてください。なお、購入する原材料等の数量は試作用として使用する必要最小限にとどめることとし、補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象となりません。

○【外注費】

Q26. 海外展開のためパソコンやクレジットカード決済端末機等の物品を購入する場合や、社内にオンライン商談会用ブース等の設備を整備する場合は、補助対象になるか？

A. 施設整備費は補助対象になりません。また物品購入は、試作品製作にかかる原材料購入費でない限り補助対象にはなりません。Wi-Fiルーター等の備品購入も補助対象になりません。

Q27. 部品の調達先国を変更する場合に変更先国の部品が調達基準を満たすものかを検査する費用がかかるが、補助対象になるか？

A. 補助対象になります。ただし、補助対象期間内に検査結果が出ており、費用の支払を終えていることが必要です。

○【翻訳通訳費】

Q28. 商談が成立した際の契約書の翻訳費用は対象となるか？

A. 補助対象になります。

○【輸送費】

Q29. 関税及び輸入消費税が補助対象から除かれているのはなぜか？

- A. 公租公課は補助対象になりません。国内の通関当局に支払う関税及び輸入消費税は補助対象経費から除外して申請してください。

Q30. 国内に支社を持つ海外企業にサンプルを送付する際の輸送費は補助対象になるか？

- A. 当該海外企業が自国での販売を念頭にサンプルを入手する場合は、補助対象になります。事業計画書（第1号様式の2）にサンプルの送付目的を記載するようにしてください。

Q31. 部品・素材の調達先又は製品の販売先が負担した費用も補助対象となるか？

- A. 補助対象になりません。本補助金の交付申請者が負担した費用のみが補助対象になります。

※＜審査＞

Q32. 令和2年度及び令和3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」、令和4年度及び令和5年度の「海外ビジネス展開支援補助金」について、交付決定を受けた内容と同じ展示会への出展で申請できるか？

- A. 申請できますが、審査に当たり、過去の補助事業の内容を踏まえ審査を行います。事業計画書に過去の補助事業との違いがわかるように記載してください。また、企画性（海外ビジネス展開を図るために適切な目的であって、海外販路拡大等に効果の見込める取組であるか）を重視して採択を行います。

※＜事前着手制度＞

Q33. 交付決定を受けていないが、6月に開催される展示会に出展しようと考えている。出展費用やこれに付随する費用は補助対象として認められるか？

- A. 原則、交付決定日以降でなければ補助対象経費として認められません。交付決定日前までに事前着手承認申請書をご提出いただき、事前着手の理由及び内容が正当であると判断され、承認された場合のみ、補助事業（購入契約（発注）、請求書の発行、支払い等）の対象期間とすることができます。ただし、補助金交付申請書及び事前着手承認申請書をご提出いただき、これを承認した日以降のみが対象となります。

Q34. 交付決定を受けていないが、展示会の出展申込みをしてもよいのか？

- A. 展示会等の出展については、出展申込みは交付決定日及び事前着手承認日以前であっても構いません。ただし、購入契約（発注）、請求書の発行、支払い等を実施する場合は交付決定日もしくは事前着手承認日以降でなければ認められません。

Q35. 事前着手の承認が得られた場合でも、採択審査の結果、不採択となった場合はどうなるのか？

- A. 事前着手承認は、補助金交付決定を確約するものではありません。したがって、補助金申請の審査により不採択となった場合、補助金の交付を受けることはできません。

※＜変更申請＞

Q36. 交付決定を受け、補助事業実施期間中に当初の計画から事業内容に変更が生じようとする場合、どのような対応を取ればよいか？

- A. 補助事業者は、補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければなりません。変更申請が必要となる「内容もしくは経費の配分の変更」とは、次のいずれかに該当する場合は、
- (1) 補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合。
 - (2) 支出計画書にない新たな経費区分が発生する場合。
 - (3) 補助対象の経費区分ごとの総額又は補助対象経費総額が20%以上増加又は減少する場合。

Q37. あらかじめ変更申請書を提出せずに、その承認を受けることなく補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をした場合、どうなるのか？

- A. 変更した部分について、補助対象外になる恐れがあります。補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をする前に変更申請書を提出し、承認を受けておく必要があります。